

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>(<u>個人情報</u>の取扱い)</p> <p>第8条の2</p> <p>当社は、郵便業務を提供するために、名宛国又は継越国の指定された事業者に対して、<u>郵便物の個人情報を電子的に送付する場合があります。</u></p> | <p>(<u>通関電子データ</u>の取扱い)</p> <p>第8条の2 <u>当社が別に定める郵便物の差出人は、その郵便物の差出人及び受取人の住所氏名、内容品の明細、価格等の税関検査に関する事項を電子情報としたもの（以下「通関電子データ」といいます。）を、当社が別に定める方法により当社に事前に提供していただきます。</u></p> <p>2 当社は、郵便業務を提供するために、名宛国又は継越国の指定された事業者に対して、<u>通関電子データを送信することがあります。</u></p> <p>附 則 (※※※※年※※月※※日 2022-※※※※第※※※※号)</p> <p><u>この改正規定は、2024年3月1日から実施します。</u></p> |